

「子ども・子育て新システム」に関する中間取りまとめにあたって

日本労働組合総連合会
会長代行 岡本 直美
総合政策局長 中島 圭子

社会保障と税の一体改革議論を通して、「全世代支援型の社会保障への改革」の必要性が共通認識となったことは、この間の子ども・子育てにかかわる関係者の議論の積み重ねの成果であり、「未来への投資」として、確実かつ迅速な対応をはかっていく必要があると考える。今回、中間取りまとめを行うにあたり、今後の新システムの本格的な実現に向け、基本的事項について再確認したい。

なお、現在開催中の第100回ILO総会において、社会保障に関する議論が行われ、「社会的保護の床（基礎的社会保障）」の整備に関する成果文書を採択、来年には勧告を策定していくことが確認された。ここでの議論の特徴は、①人権からのアプローチ、②こども、若者支援は未来への投資、③これらは社会経済の成長と安定の糧となるという点で、国際社会においても促進課題と認識されていることを申し添える。

1. 「子ども・子育て新システム」の具体化のために

- 「全世代型の社会保障」の中に、「新システム」を位置づけ、あらためてその全体像と工程を整理する必要がある。新システムは、こども子育てを社会全体で支えるためのトータルシステムであり、将来に向けて着実に作業を進めていかなければならない。今回の「中間取りまとめ」はその一工程と考える。
- 「新システム」の基本は、人権からのアプローチである。障害児や要保護児童など、まず一般施策の中でサポートされるべきであり、利用保障の仕組みを確実に前進させる必要がある。

2. 「こども園（仮称）」等の利用保障と市区町村関与について

(1) 基本的考え方

- 昨年6月に決定した「基本制度案要綱」において「子ども・子育て新システム」の第一目的に示された「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にす社会」を実現するためには、福祉的機能の充実と底上げをはかるべきであり、格差の拡大や「社会的排除」が発生することのない基盤整備の必要性を再確認する。
- こうした観点から、「こども園（仮称）」にかかる制度設計については、市区町村の実施責任と権限を明確にした上で、権利性を伴う利用保障の仕組みに

ついて、その実効性を担保しなければならない。

○併せて、質の確保の観点から、現行の基準を上回る「指定基準」を策定すべきである。

(2) 利用保障について

○サービス資源にアクセスしにくい保護者やひとり親、スキミングされやすいと想定される障がい児や低所得者など、本来優先されるべき子どもの利用が保障されなければならない。

○とりわけ待機児童が多い地域では、市区町村の実施責任により、最も利用支援を必要とする者が行き場を失うことがないように、市区町村が介在する仕組みが必要である。

(3) 応諾義務について

○「正当な理由」がある場合を除き応諾義務を課すとともに、応諾義務の実効性を担保する。

○「正当な理由」は国の責任で限定的に定め、無制限に拡大すべきではない。

(4) 市区町村の関与について

○市区町村の権限と責務を明確に位置づけ、実施責任とこれを担保する財源の裏打ちが必要であり、現行の市区町村の権限と責務を堅持すべきである。

○併せて市区町村には、優先的な利用を保障すべき子どもに対する「あっせん」「利用調整」「要請」等の権限を明示すべきと考える。

(5) 給付と財源について

○必要な給付水準を「公定価格」で保障し、職員配置を考慮した価格設定を行う必要がある。

○この際、この公定価格の水準が現在一般財源化されている公立保育所においても確保される必要がある。公立保育所に対しても「こども園給付（仮称）」を行うためには、現行の一般財源枠を、子ども特定財源に改めて組み込み、義務的経費として支給する必要がある。障害児保育についても同様である。

3. 放課後児童クラブ（学童保育）、障害児、社会的養護等の拡充について

(1) 放課後児童クラブについて

○放課後児童クラブを児童福祉法第7条の「児童福祉施設」に加えるとともに、市町村に実施義務を設け、施設基準や人員配置基準など法制度上明確に位置づける必要がある。

○現状の「放課後児童クラブガイドライン」では法的拘束力が無いことから、放課後児童クラブの利用保障の観点から、保育との連続性を考慮した基準の設定が必要である。

○面積、施設・設備、保育時間、指導員の配置基準、指導員の資格などに関わる最低基準を設け、質・量の向上を早急にはかるべきである。

○「基本制度案要綱」では「放課後児童給付」として位置づいていたが、現時点では「市町村事業」と変更され、「権利性」が曖昧となっている。当面の施策と展望を示し、少なくとも実質的な前進が図られるよう周知と説明が必要

である。

(2) 要保護児童について

- 社会的養護については、最も質量の改善が必要な分野であることから、「こども園（仮称）」に準じた質の改善が喫緊の課題である。
- 現在の要保護児童への支援や社会的養護は、制度や実施主体が分散、分立している。これらを整理し、生活する地域での支援体制の確立が求められる。

(3) 障がい児について

- 障害児支援制度においても、制度や実施主体が分立しており、利用者の立場に立った一元的な利用支援の仕組みが必要である。

4. 財政措置について

- 財政措置については、最低基準を法制度上位置づけた上で、必要な給付財源が確実に子ども・子育て支援に届く仕組みとして、義務的経費として公費投入する必要がある。
- 子どもと子育て支援に関する特定財源として「子ども・子育て包括交付金（仮称）」を位置付け、補助金等適正化法の適用対象とした上で、国において用途の適正性を把握することができる仕組みとするべきである。
- また、本システムでは、子ども・子育てにかかる給付の一体化が目指されているが、現在一般財源化（地方交付税）されている障害児にかかる地域支援事業、公立保育所運営交付金相当分についても子ども・子育て財源として一体化を図る必要がある。財源が一体化しなければ、給付の一体化は担保できない。
- 一般財源は用途が特定されない財源として自治体に交付されているため、その用途が特定できず、多くの公立保育所では非常勤が半数を超えるなど社会的規制力が働いていない。また、待機児問題を抱える都市部の自治体では、地方交付税不交付団体である場合が多く、保育所、認定こども園など受け皿の量的拡大に苦慮している現実がある。
- 自治体が独自財源で実施している事業について、普遍化すべきものについては費用の裏付けとなる財源を手当するなど、その在り方について十分な協議が必要である。

5. 公費負担割合および利用者負担について

- 子ども・子育てにかかる公費負担割合は、保育所でも公費負担割合は約 6 割にとどまっており、他の社会保障制度に比して総体的に少額であるので、利用者負担の公平性をはかると同時に、すべての子どもをカバーするために、価格設定は公定価格とし、「応能負担」を原則とするべきである。

6. 人材確保と処遇改善について

- 児童福祉分野においては、人材不足が深刻であり、処遇・賃金の低さを改善し、離職防止、定着促進が急務の課題となっている。

- このため、処遇改善のために運営費に一定の人件費への使途制限をかけるなど、積極的な人材確保策を推進する必要がある。

7. 「子ども・子育て会議（仮称）」について

- 「子ども・子育て会議（仮称）」の設置にあたっては、多様なステークホルダーの参画を留意すべきである。具体的には、今後のワーキングチームや「子ども・子育て会議（仮称）」にあっては、放課後児童クラブ関係者、社会的養護関係者、障がい児家族などの参画が課題と考える。
- 地方版の「子ども・子育て会議（仮称）」の設置においても、同様の考え方を基本とすべきである。

以 上